

# 月報私学

1

2023  
VOL.301



千葉商科大学附属高等学校は昭和26年設立の男女共学校です。普通科（特進選抜クラス、総合進学クラス）と商業科を設置しています。千葉商科大学との高大一体化による教育改革の一環として、新校舎建設による教育環境の整備を進めています。令和3年7月に第1期新校舎が竣工しました（写真上段左・下段右）。

写真提供 学校法人千葉学園 千葉商科大学附属高等学校（千葉県市川市）

## CONTENTS

● 年頭所感 .....	2
● 令和4年度 私学スタッフセミナーの報告 .....	3
● 連載⑧ 魅力あふれる学校づくりを目指して「高大一体化を目指す教育改革」 .....	4
● 被扶養者認定申請書は新用紙を使用してください／特例的な繰下げみなし増額の導入／ 公金受取口座を年金受取口座に利用できます .....	6
● 令和3年度特定健康診査等の実施結果及び令和4年度結果データ提出のお願い .....	7
● 退職時の手続き—資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業— .....	8
● 私学共済ホームページをリニューアルしました .....	12
● 令和4年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します／ 「退職者向けリーフレット」の送付／お近くの共済業務課をご利用ください .....	13
● INFORMATION .....	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 .....	16

# 年頭感



## 人類の持続可能性を支える私学の発展のために

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 福原 紀彦

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

私学関係の皆様の日頃のご尽力とご協力に敬意と感謝を表し、本年も皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。また、さまざまな困難な事情に遭遇されておられる方々に、心からお見舞いを申し上げます。

昨年は、日本の学制150周年の記念すべき節目の年でした。この機会に、わが国の近代化と興隆の礎が、学校制度の整備による人材の育成にあったことを、関係者一同が再確認したところでです。

日本の社会は、少子高齢化が進行し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の名のもとに生活や活動の新しい様式が次々と開発され、各種組織や社会構造全体が大きな変革期を迎えています。そして、今日、新型コロナウイルス感染症の蔓延、気候変動による豪雨災害、各地での紛争と国際的緊張、為替変動やエネルギー価格の急騰による経済生活環境の悪化等により、人類の持続可能性が大きく脅かされています。

人類の持続可能性を担保する礎として、将来の社会を担う人材の育成と諸科学の振興をはかるうえで、わが国では、多様性のある私学の果たす役割がきわめて重大です。そして、私学の組織と活動に携わる人々の安全と生活を確保することの大切さが、いっそう痛感される所です。

昨今では、学校法人の発展の礎となるガバナンスの強化、成長分野での人材育成や多子世帯に配慮した修学支援制度の充実、教職員の働き方改革、新時代の義務教育・高等教育の制度改革、基礎及び先端の分野での研究の進化、その他、教育未来創造会議第一次提言

による課題提起と工程表を受けて、歴史と伝統に支えられた建学の精神のもとに私学の個性と多様性をしっかりと発揮しなければならぬ時期を迎えているということができます。

私学事業団では、変化が激しく将来が不確実な時代であっても、助成業務と共済業務の着実な執行を通じて、私学の振興をはかり、私学関係者の皆様に安心をもたらし使命を担っていると考えております。

**助成業務**においては、①補助事業では、私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育研究の質の向上、地域への貢献及び研究力の強化等に取り組み私立大学等に対する支援を強化していきます。

②貸付事業では、私立学校の教育研究活動の基盤となる施設・設備等の整備や経営に必要な資金に対し、長期・低利・固定金利で融資を行っております。

③経営支援・情報提供事業では、学校法人の経営力の強化や教育条件の改善を図る取り組みへの支援として、現状分析や経営課題の把握、経営改革等に対する助言等を行う経営相談を実施しています。

また、私立学校の特色や具体的に実践している優れた教育改革等に関する取り組みの情報を迅速かつ的確に収集蓄積し、大学ポータル（私学版）をはじめホームページ、刊行物等で提供しています。

④寄付金事業では、受配者指定寄付金制度を通じて、私立学校の募金活動を税制優遇の面で支援しています。

また、未来をつくる学術研究と研究者育成を支援するため、社会一般からの寄付金や基金の運用益を原資とし、学術研究振興資金、若手・女性研究者奨励金を

交付しています。

⑤減免資金交付事業では「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、令和2年4月から私立大学等が学生等に対して行う授業料等の減免費用に要した資金を大学等に交付しています。

**共済業務**においては、①短期給付事業では、健康保険法等の改正により、4年10月から育児休業中の掛金等の免除要件が見直されました。これに伴い、育児・介護休業法の改正により新設された出生時育児休業（産後パパ育休）の期間についても、要件を満たせば掛金等の免除対象になります。

②年金等給付事業では、4年4月から在職時改定が導入され、在職中であっても毎年10月に年金額が改定されるようになりました。

③福祉事業では、生活習慣病の予防による医療費削減を目的とし、4年度から40歳～74歳の被扶養者等を対象に、「特定健康診査受診券（セット券）」が送付されるようになりました。

共済業務においては引き続き、関連する法令等の改正に合わせ、適切な対応を図ってまいります。

わが国の経済社会と私立学校運営の厳しさが増す中、本事業団では、新たな中期目標と計画のもとに、私立学校の振興と、加入者の皆様の福利厚生の上昇のために、役員一同、いっそうの努力を重ねてまいります。

皆様には、本年も本事業団の業務にご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

# 令和4年度 私学スタッフセミナーの報告

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての広範な知識及び柔軟な思考力を修得し、大学改革に向けた意識を高めることを目的として、「私学スタッフセミナー」を開催しています。

今年度においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、定員規模を縮小して開催しました。

定員の4倍を超える応募をいただき、10月に開催された仙台会場では、17法人17名が参加しました。なお、大阪会場につきましては、当初9月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大状況を勘案し、5年2月に延期しました。

## 【セミナーの特長】

- ① 4人1組のグループワークが中心
  - ② 課題に取り組み、グループ発表を行う
  - ③ 同世代の職員と語り合う
  - ④ 基礎的な知識（私立大学等の現状、学校法人会計、財務分析等）を短期間に修得する
  - ⑤ 講師と率直な意見交換をする
- 今回のグループワークは、「学校法人の中長期経営計画の作成」をテーマに、学校法人の現状を分析し、中長期経営計画を作成する実践力を養うこと

を目的としました。

グループワークでは、中長期経営計画の進捗や財務等の現状を基に、学校法人の経営者側の視点に立って経営・財務・教学等の幅広い知識を活用した多角的考察を行い、根拠に基づいた次期中長期経営計画を作成しました。計画の作成に当たっては、一職員の業務の視点だけに捉われず、大学が永続的に教育を続けられるよう広い視野で経営方針を立てることを意識して取り組みました。

最終日にはグループ発表として、作成した中長期経営計画を理事会で報告することを想定したプレゼンテーション



グループワーク（仙台会場）

## ◆私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

日程・場所：令和4年10月12日（水）～14日（金） 仙台ガーデンパレス  
令和5年2月15日（水）～17日（金） 大阪ガーデンパレス（予定）  
対象：令和4年4月1日時点で、33歳以下かつ学校法人での勤続年数が3年以上の大学・短期大学又は高等専門学校職員  
参加：仙台会場 17名  
大阪会場 20名（予定）

### ○1日目

時間	内容等
13:00～	開会・アイスブレイク
14:15～	講演「私立大学等の現状について」 私学経営情報センター職員
15:00～	講演「学校法人会計基準」 私学経営情報センター職員
15:55～	講演「財務分析と中期計画の策定」 私学経営情報センター職員
17:05～	講演「学校法人に求められるコンプライアンス」 仙台会場 講師：大河原 遼平 弁護士 大阪会場 講師：畠山 大志 弁護士（予定）
19:45	終了

### ○2日目

時間	内容等
8:30～	グループワークについての説明・グループワークⅠ（SWOT分析、発表）
13:00～	グループワークⅡ（重点課題の整理、中長期経営計画の作成）
18:50～	グループワークⅢ（発表準備）
20:00	終了

### ○3日目

時間	内容等
8:30～	グループ発表
11:35～	修了証書授与・表彰・講評・閉会
12:25	解散

ンを行いました。

以下、セミナー終了後のアンケート結果の一部をご紹介します。

・私立大学を取り巻く環境が変化していく中で、大学職員に求められるのは、多岐にわたる知識と現状に対する分析力だと感じました。他大学のさまざまな部署の方と交流する中で、自身の大学や業務以外に関する知識がいかに不足しているかということを感じました。

・今までは、実務を行うにあたっての知識や技能の習得にばかり目が向いており、経営や分析は自分から遠いものと考えていました。今後は「自

分ごと」として経営に目を向け、自分から考えを発信できる職員を目指します。

本セミナーが参加者にとつて有意義であり、職員の役割について考える機会となったことが伝わります。本事業団では、来年度においても引き続き学校法人職員の能力開発に貢献していきます。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03（3230）7849・7850

Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

高大一体化を目指す教育改革

学校法人千葉学園 理事  
千葉商科大学付属高等学校 校長 浅川潤一

連載 ⑦

◆はじめに

本校は昭和26年に創立者森志久馬により「実学実践学習の訓育を施し、付属高校生徒としての素養を身につけ、周囲の情勢におもねることなく常に中道を歩み、将来社会の要請に応えうる質実にして有為な人材を育成する。」ことを建学の精神として創設されました。以来「建学の精神・柏葉の精神・生徒目標」を教育の中心に据え、普通科と商業科を擁する高等学校として、今日まで発展してきました。校歌に歌われるように九里を潤す江戸川の清流に近く、生徒の多くが千葉県はもとより東京都、埼玉県、茨城県の一都三県より通学しています。

◆キャンパス

昭和40年に千葉商科大学のある千葉県市川市の国府台から同市中国分の地にキャンパスを移転し、以降本校は、加速度的に進む教育内容や教育環境の変化に対応してきました。しかし、教育環境のさらなる充実のために、付属高等学校教職員は新校舎の建設を検討しました。そして、令和2年に西側隣



新校舎 吹抜エントランス

地を地権者から譲り受け、本格的に新校舎建設の計画を立てました。その後、土地柄、埋蔵文化財の発掘調査などがありましたが、2年3月に新校舎が着工され、3年7月に西側敷地に1期新校舎が竣工し、同年9月より教室として供用を開始しました。

新校舎は、次世代に向け「未来・地域・生徒同士が『つながる』校舎」をコンセプトに、建物の中心にある吹き抜けを介して校舎全体がつながり、光を採り込んだ「学びの空間」となって、生徒や教員が交流する場作りを目指し

ています。吹き抜けの明るいエントランスは学校説明会などで新校舎を見学に来た受験生にも大きなインパクトがあり、本校を第一志望とする受験生が増えています。

また、省エネについて国土交通省認定の建築物省エネルギー性能表示制度「BELS」で最高評価の5スターと、ZEB Ready(注)の認証を取得しています。高等学校の校舎がZEB Readyを取得するのは全国で初めてのことです。

教室には75インチモニターを設置し、生徒が持つタブレット型端末と教材を共有して、いつでもオンライン授業に対応できる体制で授業をしています。さらにアクティブラーニング室やPC室、多目的メディア室には最新の機器が完備され、Society5・0社会の学びを享受します。

4年4月より学習指導要領が改訂され、「公共」と「家庭」で金融教育が必修となりました。「金融リテラシー」を始めとする新しい教育活動を最新の設備を備えた校舎で実現できることは、今後の付属高等学校の教育効果に多大な付加価値を加え、さらに受験生及び教育関係者に対して付属高等学校の将来像や魅力を強くアピールすることができるようであると感じています。

(注)ZEBは、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの建築物

物のことで、ZEB Readyは、ZEB化の評価を意味しています。



多目的メディア室

◆高大一体化の教育改革

このような教育環境の整備を進める本校の背景には、千葉商科大学との高大一体化の教育改革にあります。

本校と千葉商科大学を運営する学校法人千葉学園は、実学を通じて社会の発展に貢献できる人材を育成するため、学校法人千葉学園の教育理念「千葉学園教育ビジョン」を策定し、7年間の高大一貫教育、9年間の高・大・院の一貫教育体制の構築を目指して、両校の一体的・総合的な教育力の向上に取り組んでいます。

本校は、同ビジョンの下、4年度から、新クラス・コースを設置し、普通科を「特進選抜クラス」及び「総合進学クラス」に改編し、「商業科」と併せて3クラスとしました。それぞれの

クラスの目標に基づいたカリキュラムを構成し、生徒が積極的に知識を修得できる環境を整えるとともに、生徒一人ひとりの興味・関心に応じた進路に対応しています。

千葉学園教育ビジョン

1. 社会と連携した実学教育を基本とし、幅広い視野をもって社会の発展に貢献できる人材の育成を図る。
2. グローバルな視点をもってさまざまな課題に取り組みることのできる人材の育成を図る。
3. 高い倫理観をもって課題解決に主体的に取り組める人材の育成を図る。
4. 地域の発展に資する人材の育成を図る。
5. 豊かな人間性と教養を備えた人材の育成を図る。

◆独自の金融リテラシー教育

本校の金融リテラシー教育は、1年生の「公共」、2年生の「家庭科」で「金融リテラシー」を扱い、3年生では総合的な探究の時間において、金融リテラシーI、さらに普通科総合型及び商業科はIIを通して、学びを深めていきます。特に3年生で学ぶ金融リテラシーは、高大一体化教育として、千葉商科大学で講義している内容を先取りするものとなります。

金融リテラシー教育は、決してお金儲けがテーマではありません。社会で自立して生きるため、持続可能な社会

を創るため、「金融や経済に関する知識や判断力」を生徒に身につけてもらうことが、金融リテラシー教育の目的です。

実際の授業のなかで、生徒たちは家計の収支管理の基本や、自立した生活のための資金計画について学び、ライフプランを考えます。折々のライフイベント時に事故、病気、失業、災害など、リスクに見舞われたときの備えや、経済、社会保障、保険、金融商品の種類、不動産などについても、学習していきます。

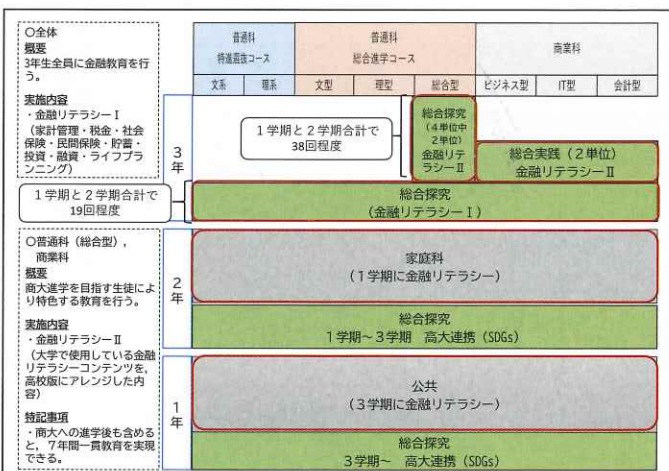
3年生で学ぶ金融リテラシーは、千葉商科大学の教育理念が「持続可能な開発目標」(SDGs)との親和性が高いことから、本校の金融教育についても社会と結びついたSDGsの考え方を土台に、「金融リテラシー×SDGs」として独自に展開します。その基盤になるSDGsの考え方については、1・2年生の総合的な探究の時間で深く学んでいます。

金融リテラシーとSDGsは、実はとても深い関係にあります。例えば、持続可能な社会を守りながら、十分な収入を得ようと努力することは、目標8「働きがいも経済成長も」にリンクします。だからこそ、社会軸としてのSDGsと、個人軸としての金融リテラシー、両方をバランスよく学ぶことで、真にサステナブルなライフプランが実現できるのです。

このように金融リテラシーについて、本校は千葉商科大学と強力なタッグを組んで、独自の特色ある金融リテラシー教育を開始します。高校の学びを千葉商科大学で深め、会計士、税理士、ファイナンシャル・プランナーを目指すなど、高大一体としての強みを生かしたシームレスな学びです。

◆千葉商科大学・千葉商科大学付属高等学校と日本FP協会との連携

4年7月7日に、本校と千葉商科大学は、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会(日本FP協会)との間で金融リテラシー教



金融リテラシー教育体系図

育に関わる包括協定を締結しました。授業・講義におけるアドバイザーやインストラクター派遣等の協力を得ることとしています。

同協会が高校レベルで通年連携を行うのは、本校が初めてです。本校の教育が全国の高校の先駆けとなるよう、教育改革をさらに推し進めていきます。



日本FP協会との連携等に関する包括協定締結式

◆まとめ

本校は、独自の金融リテラシー教育や新校舎建設を柱とする高大一体化の教育改革により、選ばれる学校づくりを進めています。

◆寄稿者紹介◆

浅川潤一(あさかわじゅんいち)  
昭和58年度から学校法人千葉学園千葉商科大学付属高等学校勤務  
平成21年度から教頭、令和元年度から現職

被扶養者認定申請書は新用紙を使用してください

業務部 資格課

「被扶養者認定申請書DL」（以下「申請書」といいます）は、令和5年1月からマイナンバーによる他機関との情報連携により住民票等の情報を確認する事務に変更していることから、情報連携の利用に対応した書式に変更しました。

●必ず新用紙で提出してください

情報連携を行うために、申請書を受け付け後、申請書に記載されている内容を先にシステム登録します。旧用紙は情報連携に対応できないことから、旧用紙で提出された場合、処理の遅延等につながります。

●新用紙はダウンロードできます

新用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードすることができます。

●申請書の取り扱い

・申請書は、認定対象者1名につき1枚となります。

・マイナンバー記入欄がテープ等によりマスキングされていた場合は、システム登録を行う際に、テープ等を剥がして処理をします。不備等により返送する場合、テープ等は剥がした状態で返送させていただきますので、「ご了承ください」。返送は簡易書留で行います。

特例的な繰下げみなし増額の導入

年金部 年金第一課

令和5年度より、年金の受給権発生日から5年経過後に、繰下げ受給の申出を行わず年金を遡って受け取ることを選択した場合、「年金請求日の5年前の日に繰下げ受給の申出」があったものとみなして、増額された年金額を受け取ることができる制度が始まります（下図参照）。

●対象者

昭和27年4月2日以後に生まれた人（受給権発生日が平成29年4月1日以降の人）で、令和5年4月1日以降に老齢厚生年金の請求を行う人

●制度の背景と目的

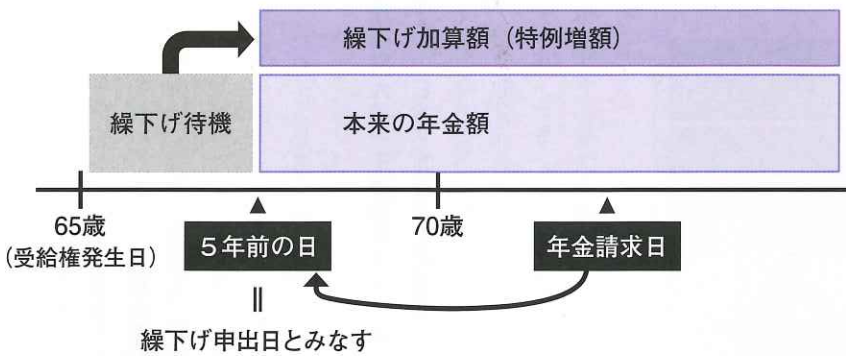
繰下げ受給をする場合の上限年齢の引上げ（70歳から75歳に引上げ・令和4年度施行）に伴い、70歳以降も繰下げ待機を選択することができるようになります。

これにより、当初繰下げ待機を選択していた人が、70歳以降に年金を遡って受け取ることを選択した場合、請求時点から5年以上前の年金は時効により受け取ることができなくなります。今回の改正は、5年以上前の時効消滅した年金に対応するために設けられたものです。

●留意事項

・80歳以降（受給権発生日から15年経過後）の年金請求は、この制度の適用から除外されています。  
・退職等年金給付における退職年金についても同様の制度が始まります。

図 特例的な繰下げみなし増額のイメージ



公金受取口座を年金受取口座に利用できます

年金部

令和4年10月から公金受取口座登録制度（以下「公金受取口座」といいます）が開始されました。

私学事業団が送金する年金の受取口座を公金受取口座と同じにする場合は「年金受給権者受取機関・氏名変更届」（以下「受取機関変更届」といいます）の「マイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）を指定する」欄にチェックを入れ、公金受取口座の参考情報（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号等）を記入し、私学事業団に提出してください。

従来の受取機関変更届と異なり、通帳等の写しや金融機関等の証明を省略することができます。

公金受取口座登録制度に関する問い合わせはこちら  
マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120 (95) 0178

デジタル庁 「公金受取口座登録制度」  
[https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)

令和3年度 特定健康診査等の実施結果

表1 特定健康診査

(単位：人)

区 分	a 加入者	b 被扶養者等 (注1)	合 計 (a+b)
A 対象者数	326,659	102,142	428,801
B 実施者数	268,438	35,729	304,167
実 施 率 (B/A)	82.2%	35.0%	<b>70.9%</b>
実施率目標	89%	50%	79%
目 標 差	△6.8%	△15.0%	△8.1%

表2 特定保健指導

(単位：人)

区 分	a 加入者	b 被扶養者等 (注1)	合 計 (a+b)	
健診実施者数(注2) A 評価対象者数	268,482	35,735	304,217	
対 象 者	B 動機づけ支援 (B/A)	26,362 (9.8%)	2,204 (6.2%)	28,566 (9.4%)
	C 積極的支援 (C/A)	20,905 (7.8%)	681 (1.9%)	21,586 (7.1%)
終 了 者	D 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	2,224 (8.4%)	116 (5.3%)	2,340 (8.2%)
	E 積極的支援 終了者数 (E/C)	1,374 (6.6%)	31 (4.6%)	1,405 (6.5%)
	終了者数合計 実施率 〈(D+E)/(B+C)〉	3,598 (7.6%)	147 (5.1%)	3,745 (7.5%)
目 標 等	実施率目標	22.0%	22.0%	22.0%
	目 標 差	△14.4%	△16.9%	△14.5%

注1 被扶養者等には、任意継続加入者を含みます。  
注2 表1 特定健康診査のB実施者数とは集計方法が異なります。

# 令和3年度特定健康診査等の実施結果 及び令和4年度結果データ提出のお願い

福祉部 保健課

## 令和3年度の実施結果

令和3年度特定健康診査等の実施結果は、表1、2のとおりとなりました。

### ●特定健康診査実施率

加入者及び被扶養者等の合計  
70・9%

2年度に比べ、3・2ポイント増加したものの、目標実施率の79%を8・1

ポイント下回りました。

### ●特定保健指導実施率

加入者及び被扶養者等の合計  
7・5%

2年度に比べ、0・2ポイント減少し、目標実施率の22%を14・5ポイント下回りました。

実施結果の詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉

## 特定保健指導の受診

事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続き▼私学健康経営支援サイト」に掲載予定です。

特定健康診査の結果を受け付けた加入者・被扶養者等に対して、その人の健康状態に即した健康情報冊子「QUPIO Plus (クピオプラス)」を発行し、特定保健指導が必要と判定された人には「利用券」を同封します。加入者は学校法人等宛て、被扶養者等は自宅宛てに送付します。また、手軽

## 令和4年度特定健診等結果データ提出のお願い

4年度の健診結果データは随時受け付けていますが、提出期限の直前は受付件数が非常に増加します。このため、健診結果データの登録作業等が集中し、「QUPIO Plus」等の発送が遅延する場合があります。健診結果データは健診終了後、提出可能となった分から順次送付してください。

また、健診結果データは、電子媒体の提出の場合、紙媒体よりも処理が早く、優先的に結果を送送できます。

私学共済ホームページでは、簡単にデータ作成ができる健診結果提出用エクセルを掲載しています。不備項目チェック機能もありますので、ぜひ活用してください。

速やかな登録作業に向け、電子媒体での提出にご協力をお願いします。



QUPIO Plus

## 退職時の手続き

—資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業—

加入者が退職する際には、さまざまな手続きが必要です。貯金事業には早めにご手続きが必要となるものがありますので、注意してください。私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼お問い合わせ▼採用時・退職時の手続き▼退職時の手続き」にも掲載していますのでご覧ください。

### 資格関係

業務部  
資格課  
掛金課

### 資格喪失報告書の提出

・加入者が退職した場合は「資格喪失報告書」を退職日から10日以内に提出してください。

・退職日の翌日（資格喪失日）以降、加入者証や加入者被扶養者証は使用できません。「資格喪失報告書」に加入者証や加入者被扶養者証を添付して返納してください。紛失等で添付できない場合は「加入者証等返納不能届」を提出してください。

・高齢受給者証や限度額適用認定証等の交付を受けている場合は併せて返納してください。

注 事前受付を利用する場合は、4月1日以降に必ず回収して返納してください。

### 年金等給付加入者記録票の交付

70歳未満の加入者には、資格喪失の確認通知書とともに「年金等給付加入

者記録票」を学校法人等宛てに送付します。退職した加入者に必ず渡してください。

「年金等給付加入者記録票」には、将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入期間が記載されています。注 年金等給付の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります。

### 75歳以上の加入者が退職した場合

75歳以上の加入者が退職した場合も「資格喪失報告書」の提出が必要です。後期高齢者医療制度の適用となっている特定教職員等は、年金等給付・短期給付ともに私学共済制度の適用から外れており掛金等の納付対象ではないため、資格喪失の報告漏れが見受けられます。忘れずに提出してください。

### 任意継続加入を希望するとき

#### 加入の要件

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者期間があることが要件です。ただし、過去の任意継続加入者で

あつた期間は通算できません。

### 利用できる事業

次の給付や事業を利用できます。  
・短期給付事業

加入者期間中と同様です。資格喪失後の傷病手当金や出産手当金の要件に該当している場合（9頁参照）を除き、休業給付は請求できません。福祉事業

貸付けと積立貯金等以外は、利用できません。

注 年金等給付は継続加入できませんので、60歳未満の人には、国民年金への加入手続きを案内してください。

### 任意継続加入になれる期間

最長で2年間です。ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の対象となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

### 任意継続の掛金額

退職時の標準報酬月額又は任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額（令和5年度は38万円）のうちいずれか少ない額を基準に算出します。

### 任意継続加入の手続き

・「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から20日以内に提出してください。

・後日、加入者の届け出住所宛てに「任意継続加入者証」等と「任意継続掛金納付通知書」「任意継続加入者のしおり」「口座振替依頼書（3枚組）」を送付します。

### 任意継続掛金の納付

・納付通知書に印字してある期限までに必ず納付してください。納期限までに納付したことが確認できないと、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得が取り消しになります。

・口座振替を希望する場合は、「口座振替依頼書（3枚組）」に必要事項を記入し、金融機関の確認印（うち銀行は確認印が不要です）を受けて私学事業団へ提出してください。

・口座振替が開始となる月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してお知らせします。それまでは、あらかじめ送付した納付通知書により納付してください。

注 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」にある「登録口座」欄は、口座振替を希望する人だけでなく、すべての人が記入してください。

### 短期給付関係 業務部 短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を受けられます。

ただし、他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入した場合は受けることができません。なお、資格喪失後の給付に付加給付はありません。

注 短期給付の請求の时效は2年です。



### 資格喪失後の出産費

#### ●支給の要件

- 退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、資格喪失後6か月以内に出産した場合、次の①又は②の通り資格喪失後の出産費が支給されます。
- ①資格喪失後、国民健康保険に加入した場合、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。
- ②資格喪失後、被扶養者になった場合は、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択してください。両方は受けられません。

#### ●請求手続き

- 加入者期間中と同様です。ただし、学校法人等を通して手続きする必要はありません。
- 「直接支払制度」を利用する場合は、「私学事業団の資格喪失後の出産費を受ける権利がある旨」の証明書を医療機関等に提出する必要があるため、「資格喪失後出産費の受給資格証明書発行依頼書DL」で証明書の発行を出産前に依頼してください。
- 私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品が贈呈されます。請求手続きは不要です。

### 資格喪失後の出産手当金

#### ●支給の要件

- 退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。
- ①退職時に出産手当金を受けていた場合
- ②在職中に出産手当金を受ける要件を満たしながら給付額以上の報酬が支払われていたため出産手当金を受けていなかった場合

#### 注 在職中に休業（欠勤）せず勤務していた場合は、資格喪失後の出産手当金は支給されません。

#### ●支給期間

出産日以前42日から出産日後56日までの間継続して支給されます。

#### ●請求手続き

加入者期間中と同じです。必ず学校法人等を通して請求してください。

### 資格喪失後の傷病手当金

#### ●支給の要件

- 退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。
- ①退職時に傷病手当金を受けており、退職後も労働能力が回復せず療養している場合
- ②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしながら、傷病手当金の給付額以上の報酬が支払われていた

め傷病手当金を受けておらず退職後も労働能力が回復せず療養している場合

#### ●支給期間

- 支給を開始した日から1年6か月を限度として支給されます。
- 退職時に傷病手当金を受けていた場合は、支給期間の残期間について継続して支給されます。

#### ●支給対象外

- 雇用保険の基本手当を受けるために求職の申し込みをした場合は、傷病手当金の対象となりません。
- 傷病手当金と同一の傷病による障害給付（年金又は一時金）及び老齢・退職の年金を受けている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、支給される年金の日額が傷病手当金の日額を下回る場合は、その差額が傷病手当金として支給されます。

#### ●請求手続き

- 加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。
- 支給の要件②の場合、初回は必ず学校法人等を通して請求してください。

### 資格喪失後の埋葬料

#### ●支給の要件

- 加入者が退職後3か月以内に死亡した場合

#### ●請求手続き

- 加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

### 年金等給付関係 年金部 年金第一課

#### 老齢・退職の年金の決定を受けていない人が退職した場合

老齢・退職の年金（新3階年金を除きます）を受け取るためには、次の受給要件①～③のすべてを満たしていることが必要です。

#### ●受給要件

- ①生年月日に応じて左表の年齢に達していること

表 支給開始年齢

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日 ～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日 ～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日 ～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日 ～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

- ②公的年金制度の保険料納付済期間、国民年金の保険料免除期間及び合算対象期間の合計が10年（※）以上あること

※受給資格期間は、平成29年8月に原則25年から10年に短縮されました。

- ③65歳未満の場合、厚生年金被保険者期間（私学共済・一般厚生年金・公務員共済の加入期間）の合計が1年以上あること（65歳以上の場合、この要件は不要です）

●請求手続き

在職中に支給開始年齢に到達又は支給開始年齢到達後に加入者期間が1年以上になった人には、本事業団から学校法人等宛てに請求手続きの案内を送付しています。未請求の場合は、速やかに手続きをしてください。

・昭和36年4月1日以前生まれの人で支給開始年齢到達により年金の受給権が発生する場合は、支給開始年齢が同時期の厚生年金保険の実施機関の中で最後に加入した実施機関から、受給権発生日の3か月前に請求手続きの案内を送付することになります。

注1 外国に居住している人には、請求案内ができません。請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡するよう案内してください。

注2 年金請求の効力は5年です。5年を過ぎると給付を受けられなくなる場合がありますので注意してください。

●老齢・退職の年金の決定を受けている人が退職した場合

すでに本事業団から老齢厚生年金の決定を受けているため、退職による手続はありません。年金額は資格喪失日から1か月経過後に自動的に改定し、本人宛てに通知します。

●繰下げ待機している人

老齢厚生年金を繰下げ待機している人は、退職しても自動的に支給開始に

はなりません。

本人が受給開始を希望する月の前月に繰下げ請求手続きをしてください。

なお、私学以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に繰下げ請求することになります。

・繰下げ待機していた年金は、繰下げ請求せずに65歳の時点で遡って請求することもできます。この場合、繰下げによる増額はありせん。

また、私学以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に65歳時点で遡ることになります。

・繰下げ請求と65歳に遡っての請求は、どちらもワンストップサービスによる手続きの対象です。

・繰下げ請求についてご不明な場合は本事業団にお問い合わせください。なお、繰り下げに関する請求書は私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）からダウンロードできます。

●70歳の「みなし退職」後、実際に退職した人

資格喪失を確認後、自動的に在職中の支給停止を解除し、本人宛てに通知します。

●退職年金（新3階年金）の請求

退職年金は平成27年10月以降の加入者期間を有している人が対象となり、次の受給要件①～③のすべてに該当したときに請求することができます。

●受給要件

①引き続き1年以上の加入者期間があること（平成27年10月をまたいで1年以上引き続き期間も含まれます）

②65歳以上であること（※）

③退職していること（70歳みなし退職を含みます）

※本人の申し出により、60歳から繰り上げることも75歳（昭和27年4月1日以前に生まれた人は70歳）まで繰り下げすることもできます。

●請求手続き

受給要件①～③のすべてに該当した人には、本人宛てに請求書を送付しますので、速やかに手続きをしてください。

注1 学校法人等が退職金等を支給する場合は、退職金等の「源泉徴収票」の写しが必要になります。

退職の時点で受給要件①～③のすべてを満たしていない人でも、将来の手続きに備えて、退職金等の「源泉徴収票」を保管するように案内してください。

注2 外国に居住している人には、請求案内ができません。請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡するよう案内してください。

●国民年金への届け出

退職後、自営業、パート又は無職となる60歳未満の加入者や被扶養配偶者は、市区町村の国民年金の担当窓口で国民年金の種別変更の届け出が必要です。

貯金事業関係 福祉部 貯金・貸付課

●積立貯金の解約

送金を希望する月の前月25日（土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）

【必着】までに、学校法人等を通して「積立貯金払戻・解約請求書」を提出してください。解約の手続きをしない場合、資格喪失後は預り金となり、利息は付きません。必ず解約の手続きをしてください。

任意継続加入者となる場合でも継続加入はできません。

注1 預り金の払い戻し請求の効力は10年です。

注2 届出印と異なる印鑑を押しているため無効となる請求書が非常に多く見られます。提出前に必ず印鑑が届出印と相違ないことを確認してください。

注3 非課税の適用を受けている場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」を併せて提出してください。「非課税貯蓄廃止申告書」には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

●積立共済年金の脱退

退職する月の前月25日（退職（脱退）時一時払掛金を払込む場合は前々々月日）（土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）【必着】までに、学校法人

等を通して「脱退申出書」、「給付金請求書」、「個人番号（マイナンバー）申告書類」（受取金額が一時金で100万円を超える場合又は年金で年額20万円を超える場合）を提出してください。資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。

任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

注 積立共済年金の給付請求の時効は3年です。

●給付コース選択

・年齢や加入期間などの条件（受給資格）を満たした人が退職した場合は、年金・一時金・医療保険の各コースから選択することができます。

・年金コースを選択した場合は10年を限度として年単位で受給開始時期を繰り延べることができます。

受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金での受け取りとなります。

〔例1〕5月から年金で受け取る場合

①2月24日までに脱退申出書等を提出（退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は、1月25日が申し出の締め切りです）

②3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

〔例2〕脱退一時金で受け取る場合

①2月24日までに脱退申出書等を提出  
②3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立残高を加入者の口座へ送金

注 終身保険コースは現在、新規の取り扱いを停止しています。

共済定期保険の脱退

●脱退の手続き

3月末日までに退職し、その後の保障を希望しないときは、3月末日までに学校法人等を通して「退職脱退申出書」を提出してください。

なお、納付済み前期分保険料は6月中に加入者の口座へ返金します。脱退の手続きを行わないと、資格喪失後も9月までは保障の対象となり、保険料は返金しません。

●自動継続

次の場合は、資格喪失後も10月以降の保障が継続します。

- 1 任意継続加入者となる場合は、引き続き加入できます。任意継続加入期間中は自動継続となります。
- 2 5年3月末日までに退職等又は任意継続の脱退となる場合は、次の①②の条件をすべて満たすと自動継続となります。

①責任開始期（5年4月1日）において保険年齢が50歳以上（昭和48年10月1日以前生まれ）

②1年以上共済定期保険に加入（保険料を2回以上振替）

注1 家族年金コース及び医療保障コースは、6月下旬に配当金を送金する場合があります。配当金は登録の個人口座に送金します。登録口座

を変更する場合は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を4月7日までに提出してください。

注2 2年以上加入している人は、退職後に別途個人保険の「退職後保障プラン」に加入できます。加入を希望する人は共済定期保険フリーダイヤルにお問い合わせください。

☎0120（716）267  
平日 9時～17時15分

注3 共済定期保険の給付請求の時効は3年です。

教職員生涯福祉財団のアイリスプラン

脱退の手続きは次のフリーダイヤルにお問い合わせください。

☎0120（844）022  
平日 9時～17時15分

貸付事業関係 福祉部 貯金・貸付課

貸付けを利用している加入者が退職する場合は、貸付金残額の全額を償還しなければなりません。

資格喪失処理後、学校法人等宛てに即時償還の通知を送付します。事前に資金の都合がつく場合は、在職中に全部任意償還することもできます。詳しくは、私学共済ホームページ〔私

学共済事業のご案内〕福祉事業〕加入者貸付〕貸付金の償還方法〕を参照してください。

●任意償還の手続き

毎月15日【必着】までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票（払込通知書）」を学校法人等宛てに送付しますので、学校法人等から償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支払時期にかかわらず償還期限までに払い込まなければなりませんので、注意してください。

●即時償還の手続き

任意償還の申し出をしなくても、資格喪失処理後、自動的に即時償還となります。ただし、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。この場合、即時償還、定期償還ともに退職後に学校法人等から払い込んでください。

学校法人等が退職金等を支給する場合は、住宅貸付の他、一般貸付等の貸付償還金も退職金等から控除してください。退職金等を支給しないときや退職金等の支給額で償還額の全額を充当できない場合は、退職時に学校法人等が借受人から償還金（定期償還金と即時償還金の合計）を預かってください。

注 3月31日退職者の償還手続きは、12頁を参照してください。

3月31日退職者の償還手続き（2日貸付の場合）

	手続時期	提出書類	最終定期償還月	償還期限日	経過利息
任意償還	3月15日締め切り（必着）	貸付金任意償還・団信制度脱退申出書 <sup>DL</sup>	3月 最終定期償還	4月1日	なし
即時償還	事前受付での資格喪失処理	資格喪失報告書 <sup>DL</sup>	3月 最終定期償還 (4/1 即時償還通知書交付)	5月1日	1か月分
				5月30日	2か月分
	退職後の資格喪失処理	資格喪失報告書 <sup>DL</sup>	4月 最終定期償還 (4/15 即時償還通知書交付)	5月1日	なし
				6月1日	1か月分
			6月13日	2か月分	

- 注1 住宅貸付の団信制度は、最終定期償還月まで保障が適用されるため、保険料充当金の支払いも最終定期償還月まで必要です。
- 注2 払込期限日は貸付日の応当日の前日ですが、土・日曜日又は休日の場合は直後の平日に繰り下がります。
- 注3 経過利息の計算式は、「最終定期償還月の元金残×利息(現在の年利1.26%)÷12月×利息〇か月分」(円未満切上げ)です。住宅貸付で半年払償還を併用している場合は、1月と7月の任意償還を除き、直近の1月又は7月の翌月から最終定期償還月までの経過利息が加算されます。
- 注4 貸付金任意償還申出書の提出期限は毎月15日【必着】ですが、土・日曜日又は休日の場合は直前の平日に繰り上がります。
- 注5 最終の定期償還月が3月となる場合の提出時期です。即時償還の通知は、4月になってからの送付となります。
- 注6 即時償還の最終の払込期限日(償還期限日)を過ぎると、1日当たり0.03%の延滞金が課せられます(償還通知書の交付日から60日後が最終の償還期限です)。



●お知らせ  
私学共済制度に関するトピックスを掲載しています。ラベルを設定しているので、各利用者別に必要な情報を得ることができます。

私学共済ホームページは、令和4年11月15日にリニューアルしました。必要な情報にたどり着きやすくなるよう、ページ構成を見直し、問い合わせの多い情報や利用頻度の高い情報等にアクセスしやすく、より利便性の高いホームページとなりました。また、緊急時や災害時にかかる対応も、随時お知らせしていますので、引き続き活用してください。

私学共済ホームページをリニューアルしました

広報相談センター 広報班



私学共済ホームページ新URL  
https://www.pmac.shigaku.go.jp/

●利用者別メニュー  
ユーザー名・パスワードの入力が必要だったログインページを廃止して、新たに事務担当者・加入者・年金受給者を対象とした利用者別ページを設置しました。これにより、加入者向広報「共済だより レター」デジタル版にもアクセスしやすくなりましたので、ぜひ加入者への周知をお願いします。

# 令和4年分の確定申告に使用できる 「医療費のお知らせ」を送付します

業務部 短期給付課

私学事業団では、年一回、かかった医療費の総額等を記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。これは、加入者が健康保険制度に対する理解と健康に対する関心を高めることにより、医療費の適正化を図ることを目的としたものです。また、確定申告の際に「医療費控除の明細書」の添付書類として使用できます。

## 送付対象者

3年11月～4年10月に医療機関等を受診した加入者及び被扶養者で、4年12月21日現在で加入者又は被扶養者である人（任意継続加入者を含みます）

## 送付先等

「医療費のお知らせ」は加入者と被扶養者分を併せて作成しています。

## 加入者

親展扱いで所属する学校法人等へ送付しますので、対象の加入者に配付してください。

## 任意継続加入者

親展扱いで届け出住所宛てに送付します。

## 資格喪失者

4年12月21日（対象者の抽出日）前

に退職した加入者分は、資格喪失者本人からの申し出により自宅住所宛てに送付しますので、次の問い合わせ先を案内してください。

「医療費のお知らせ」コールセンター  
☎0120(702)057  
開設期間 5年2月1日～3月31日  
平日 9時15分～17時15分

## 送付時期

5年2月上旬

## 確定申告に使用する際の留意点

- 「医療費のお知らせ」は4年12月までに本事業団で受け付けた診療報酬明細書（3年11月～4年10月診療分）を基に作成しています。4年11月・12月診療分の医療費は記載されませんので、当該診療分は、領収書を使用してください。

- 市区町村等の公費助成を受けた等、「医療費のお知らせ」に記載されている金額と実際に支払った自己負担額が一致しない場合があります。確定申告の際は、領収書を使用して実際に負担した額に訂正してください。
- 「医療費のお知らせ」には、本事業

団から給付した高額療養費や一部負担金払戻金等の情報が含まれていませんので、「給付金等決定・送金通知書」を参考にしてください。

- 療養費、柔道整復施術療養費、はり・きゅう・マッサージ等の療養費、治療用器具の療養費等は「医療費のお知らせ」に含まれていませんので、領収書を使用してください。

- 医療機関等による診療報酬明細書の遅れにより「医療費のお知らせ」に反映できなかった場合は、領収書を使用してください。

- 確定申告（医療費控除）の手続きに関しては、国税庁のホームページ又はお近くの税務署にご確認ください。

## 「退職者向けリーフレット」の送付

広報相談センター 広報班

学校法人等を退職するときに、加入者本人が行う私学共済制度や他の社会保険制度の手続き及び退職後の給付についてご案内している「退職者向けリーフレット」を本誌に同封しています。

退職を予定している加入者への説明等に活用してください。

「退職者向けリーフレット」は私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）▼お問い合わせ▼採用時・退職時の手続き▼退職時の手続き からダウンロードできます。

## お近くの共済業務課をご利用ください

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

受付時間

月～金曜日（祝日及び年末年始を除きます）  
9:00～17:15

※電話番号をお間違えないようお願いします。

共済事業本部（代表）	☎03(3813)5321
札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>  
 助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)  
 共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)



**共済事業本部**  
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5  
**☎03(3813)5321(代表)**  
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が  
 確認できるものをお手元に用意してください。

**確定申告用の書類を送付します**

**1 住宅貸付の借受人**  
 令和4年に住宅貸付を借り受けた人や4年中に自己の居住の用に供した人の、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書を1月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届(様式第8号)」の提出がないと発行できませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

※令和3年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた人の残高証明書は、年末調整用として、4年10月14日に学校法人等宛てに発送しました。また、年末調整用の残高証明書を発行した後に任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等宛てに送付します。 **【福祉部 貯金・貸付課】**

**2 任意継続加入者**  
 4年10月19日までに任意継続掛金の納付が確認された人には、「令和4年分任意継続掛金納付証明書」を10月27日に発送しました。10月20日以降に初めて掛金の納付が確認された人には、「納付証明書」を1月下旬に送付します。 **【業務部 掛金課】**

**3 年金受給権者**  
 老齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となります。これらの年金を受給している人には、「令和4年分公的年金等の源泉徴収票」を年金者向広報「共済だより」第75号に同封して1月中旬に送付します。なお、在職中などで4年中に年金の支払いがなかった人には源泉徴収票は送付しません。 **【年金部 年金第二課】**

**住宅貸付の申し込みの際には  
 団体信用生命保険の加入をお勧めします**

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。ご家族の生活の安定を図るために、住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

**【福祉部 貯金・貸付課】**

**「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します**

令和4年7月～12月に学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を1月下旬に加入者住所宛てに送付します。  
**【業務部 短期給付課】**

**貸付けの申込締め切り日に  
 注意してください**

令和5年2月2日(木)送金分は1月13日(金)が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。  
**【福祉部 貯金・貸付課】**

**私学共済事務担当者連絡会中止の  
 お知らせ**

例年2月に開催している連絡会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し中止します。これに代えて「私学共済事務担当者へのお知らせ」を発行し全校学校法人等宛てに発送します。**【広報相談センター 相談班】**

**1 月の共済業務スケジュール**

4日(水)	掛金等 11月調定分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 12月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
30日(月)	掛金等 12月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(火)	掛金等 12月調定分納期限 貸付 2月22日送金申し込み締め切り 特健 特定健康診査の健診結果データ提出期限(第2回目)

**2 月の共済業務スケジュール**

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 1月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

# INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

## 「月報私学」ホームページ掲載のご案内

私学事業団では、刊行物「月報私学」をホームページに掲載しています (PDF形式)。  
毎月各学校等へ送付していますが、部数に限りがありますので、ぜひホームページもご活用ください。

- 私学事業団ホームページ [広報誌・刊行物一覧▶月報私学]
- 原則毎月1日更新

### 助成業務

#### 私学振興事業本部

〒102-8145  
東京都千代田区富士見1-10-12  
☎03(3230)1321(代表)

### 令和4年度版『今日の私学財政 (大学・短期大学編)』を送付しました

令和4年度学校法人基礎調査にご協力いただいた大学・短期大学・高等専門学校を設置する学校法人に、令和4年度版『今日の私学財政 (大学・短期大学編)』(CD-ROM)を12月末に送付しました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

### 会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センター私学情報室では、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問・ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

### 「文部科学省寄附ポータルサイト」に「若手・女性研究者奨励金」「学術研究振興基金」が参加しました

令和4年11月1日より「文部科学省寄附ポータルサイト」が開設されました。当事業団の「若手・女性研究者奨励金」「学術研究振興基金」も本サイトに参加しています。参加により、私立大学等に在籍している若手研究者、女性研究者のスタートアップとなる研究を支えるための、また、学術研究のさらなる発展を支えるための支援の輪が大きく広がっていくことを期待しています。私学の皆様におかれましても、引き続き、温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。



こちらからアクセス

### 「若手・女性研究者奨励金」へのご支援のお願い

本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者と女性研究者のための「社会一般からの寄付による」研究奨励金制度です。2022年度は、若手研究者37名、女性研究者38名の計75名に対し、合計で3,000万円を交付しました。

次世代を担う多様な人財の育成を図る観点から、応募者のこれまでの研究実績よりも、研究の特色や独創性、熱意や将来性を重視しています。また、応募にあたり分野の限定はせず、すべての研究を対象としています。

私学事業団では、本奨励金の趣旨にご賛同いただける企業等法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。わが国の未来を担う人財育成のため、本奨励金にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、売上金の一部が本奨励金の寄付金に充てられる「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」の設置につきましても、併せてご協力をお願いします。

※本奨励金についての詳細は、私学事業団ホームページ [助成業務のご案内▶若手・女性研究者奨励金]に掲載していますので、ご参照ください。



~その1本が、未来をつくる。~

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
**Gp 仙台カーテンパレス**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)  
JR「仙台」駅(東口)から徒歩3分。地下鉄東西線「宮城野通」駅(北1出口)から徒歩1分 <https://www.hotelgp-sendai.com>

### 豪華夕食付きゆったりプラン

1泊2食(1名様) 12,000円～



取扱期間：通年

特典：夕食時にワンドリンクサービス(グラスワイン・ウーロン茶など)

1名1,000円で「90分飲み放題」などの夕食サービス利用可能

レイトチェックアウト12時

・夕食開始時間はあらかじめご指定ください(17～19時)。

・朝食は人気のバイキングです(7～9時)。

・お部屋はシングル・ダブル・ツイン・和室からお選びください。



和洋折衷料理(夕食イメージ)

## 京都 白河院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201

JR「京都」駅前市バスターミナルA-1番乗り場、阪急「京都河原町」駅・京阪「三条」駅から市バス5号系統「銀閣寺・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前

### 本格京会席コース

京都市指定名勝の庭園と和の情緒あふれる数寄屋建築にて、雅なひとときをお過ごしください。

1泊2食(1名様)

13,400円・14,500円・15,700円

取扱期間：通年(年末年始・繁忙期を除きます)

・夕食の内容により料金が異なります。

・京都市宿泊税200円を含みます。



白河院庭園

## 融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

# 幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和4年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

#### ☆ 融資率

園舎等の建築、土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**

園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

#### ☆ 資産査定額

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%

→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。融資部融資課までお問い合わせください。

※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

#### ■ 主な事業と融資金利(令和4年12月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.40	年% 1.00	年% 0.50	年% 0.46
寄宿舎などの建築・用地取得	1.50	1.10	0.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.50	(5.5年以内) 0.34

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

#### 問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868

Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)